

計量法（平成4年法律第51号）第135条第1項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第159条第1項第18号の規定に基づき公示する。

令和4年8月17日

計量法第135条第1項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
揮発性有機化合物14種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、1, 1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、 <i>cis</i> -1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1, 2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 <i>cis</i> -1, 3-ジクロロプロペン、 <i>trans</i> -1, 3-ジクロロプロペン、塩化ビニル及び <i>trans</i> -1, 2-ジクロロエチレンの各濃度が1体積百万分率のもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
チタン標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの		